

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和6年5月23日	京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>の見直しに係る調査等業務	9,851,600		9,851,600	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社イー・コンサル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和6年4月1日	令和6年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務委託	92,484,332		92,484,332	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
003	令和6年4月1日	令和6年度京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金の申請確認等業務委託	6,998,750		6,998,750	環境政策局地球温暖化対策室	一般社団法人京都府建築士事務所協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和6年7月22日	市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向けた調査業務	9,945,100		9,945,100	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社ナレッジグリーン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和6年4月1日	令和6年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務	11,300,000		11,800,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006	令和6年4月1日	令和6年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務	16,500,000		16,500,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007	令和6年4月1日	令和6年度省エネ行動促進プログラム実施業務	9,834,500		9,834,500	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008	令和6年4月1日	令和6年度こどもエコライフチャレンジ推進事業	9,625,055		9,625,055	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人気候ネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
009	令和6年7月19日	京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）中長期保全計画策定業務	15,510,000		15,510,000	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
010	令和6年4月1日	令和6年度京都市脱炭素先行地域創出に関するコンソーシアム運営等事業に関する業務	35,420,000		35,420,000	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社イー・コンサル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
011	令和6年5月17日	令和6年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託	11,165,000		11,165,000	環境政策局地球温暖化対策室	中外テクノス・晶和電気工業共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
012	令和6年4月1日	市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業	26,000,000		26,000,000	環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和6年4月1日	令和6～8年度プラスチック類再商品化処理業務委託	予定総額 310,641,891		257,408,422	環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課	旭鉦石株式会社 D I N S 関西株式会社 栄伸開発株式会社 J & T 環境株式会社・株式会社レノナック 株式会社Jサーキュラーシステム・株式会社レノナック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和6年6月1日	令和6年度ごみ搬入手数料改定周知啓発業務委託	68,088,900		68,088,900	環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
015	令和6年4月1日	使用済み蛍光灯の処理・処分等業務	予定総額 5,610,000		5,610,000	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	野村興産株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和6年4月1日	リユースびん等の拠点回収に係る業務委託	13,738,740		13,738,740	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京都硝子壺問屋協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和6年4月1日	し尿収集及び運搬業務委託	予定総額 276,833,964		276,833,964	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京和産業株式会社 有限会社大成浄美社 大同興業株式会社 有限会社和田産業 有限会社其栄産業 日進浄化槽センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和6年4月1日	し尿前処理施設保守管理業務委託	9,229,000		9,229,000	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	三菱化工機アドバンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和6年4月1日	令和6年度一般廃棄物理立処分委託（南部クリーンセンター）	予定総額 199,485,000		199,485,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和6年4月1日	令和6年度一般廃棄物理立処分委託（東北部クリーンセンター）	予定総額 140,283,000		140,283,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和6年4月1日	令和6年度一般廃棄物理立処分委託（北部クリーンセンター）	予定総額 97,812,000		97,812,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
022	令和6年4月1日	令和6年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	158,913,400		158,913,400	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品		
023	令和6年4月1日	令和6年度横大路学園プラスチック類中間処理業務委託	予定総額 81,000,000		81,000,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品		
024	令和6年4月1日	令和6年度混色カレット選別再資源化業務委託	予定総額 12,924,120		12,924,120	環境政策局適正処理施設部施設管理課	株式会社タカハシ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
025	令和6年4月1日	令和6年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託	20,588,000		20,588,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
026	令和6年4月1日	令和6年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）	58,850,000		58,850,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
027	令和6年7月31日	令和6年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）	57,860,000		57,860,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
028	令和6年4月1日	令和6年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その1）	286,000,000		286,000,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
029	令和6年4月1日	令和6年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）	9,240,000		9,240,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
030	令和6年9月30日	令和6年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）	12,980,000		12,980,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
031	令和6年4月1日	令和6年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託	16,860,800		16,860,800	環境政策局適正処理施設部施設整備課	環境計測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
032	令和6年7月26日	京都市北部クリーンセンター整備工事ただし、雑用空気圧縮機他整備工事	233,750,000		233,750,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
033	令和6年4月15日	京都市水垂排水機場整備工事ただし、1号排水ポンプ駆動用電動機他整備工事	89,100,000		89,100,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
034	令和6年8月1日	京都市南部資源リサイクルセンター整備工事ただし、受入コンベア駆動部整備工事	25,960,000		25,960,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
035	令和6年4月1日	令和6年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その1）	119,350,000		119,350,000	環境政策局南部クリーンセンター	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
036	令和6年7月31日	令和6年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）	419,100,000		419,100,000	環境政策局南部クリーンセンター	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
037	令和6年7月1日	バイオディーゼル軽油混合燃料（B5）第2四半期	予定総額 4,800,900		4,800,900	環境政策局南部クリーンセンター	株式会社レボインターナショナル	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
038	令和6年4月1日	令和6年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託	20,240,000		20,240,000	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
039	令和6年4月1日	令和6年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	予定総額 8,203,800		8,203,800	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社堀場テクノサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
040	令和6年4月1日	令和6年度東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その1）	359,920,000		359,920,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
041	令和6年4月15日	令和6年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託	31,900,000		31,900,000	環境政策局東北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
042	令和6年4月16日	京都市東北部クリーンセンター蒸発管用プロテクター	7,700,000		7,700,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
043	令和6年9月30日	令和6年度東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）	110,000,000		110,000,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
044	令和6年4月1日	都市ガスの供給（東北部クリーンセンター）	予定総額 22,179,827		22,179,827	環境政策局東北部クリーンセンター	大阪瓦斯株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
045	令和6年4月1日	令和6年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	8,860,500		8,860,500	環境政策局北部クリーンセンター	株式会社島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
046	令和6年4月18日	火格子ほかの購入	11,385,000		11,385,000	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
047	令和6年4月18日	油圧シリンダーの購入	12,870,000		12,870,000	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048	令和6年7月5日	令和6年度京都市北部クリーンセンター非常用電源設備点検整備委託	31,350,000		31,350,000	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
049	令和6年4月1日	令和6年度京都市東部山間埋立処分地車両管理システム保守管理委託	8,800,000		8,800,000	環境政策局埋立事業管理事務所	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
050	令和6年6月19日	令和6年度京都市東部山間埋立処分地音羽ダム・治水利水ダム管理機器（ダム堤体観測装置）点検整備委託	19,250,000		19,250,000	環境政策局埋立事業管理事務所	株式会社共和電業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
051	令和6年7月31日	令和6年度京都市東部山間埋立処分地音羽ダム・治水利水ダム管理機器（CCTV監視装置）点検整備委託	7,480,000		7,480,000	環境政策局埋立事業管理事務所	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
052	令和6年4月1日	電力の供給（南部クリーンセンター）	予定総額 90,323,000		90,323,000	環境政策局南部クリーンセンター	関西電力株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
053	令和6年4月1日	電力の供給（東北部クリーンセンター）	予定総額 104,886,000		104,886,000	環境政策局東北部クリーンセンター	関西電力株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
054	令和6年4月1日	電力の供給（北部クリーンセンター）	予定総額 110,510,000		110,510,000	環境政策局北部クリーンセンター	関西電力株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>の見直しに係る調査等業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年5月23日
- 4 履行期間
令和6年5月23日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区梅田2丁目4-9 ブリーゼタワー1階SYNTH
株式会社イー・コンサル
- 6 契約金額（税込み）
9,851,600円
- 7 契約内容
 - (1) 温室効果ガス排出量削減シナリオの作成
 - (2) 論点の提案
 - (3) 調査及び施策の提案
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市が想定する調査のみでなく事業者の専門性を活かした調査・提案を求めるものであることから、仕様書等で具体的な契約内容を規定することが難しく、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
92,484,332円
- 7 契約内容
 - (1) 「京都再エネクラブ」の運営及び既存システムの運用、更新、維持管理
 - (2) クレジット売却及びポイント還元
 - (3) 太陽光発電設備及び蓄電池等の一体的な導入支援
 - (4) 相談及び問い合わせ対応窓口
 - (5) 広報
 - (6) 加盟店登録窓口及び利用先店舗の拡充
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務におけるシステムの構造やその機能、地域ポイント利用先の拡充手法、市民への利用促進方法等は、契約相手の専門的な技術力・企画力等により大きく異なり、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金の申請確認等業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階
一般社団法人京都府建築士事務所協会
- 6 契約金額（税込み）
6,998,750円
- 7 契約内容
 - (1) 補助金の説明及び相談への対応
 - (2) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する問い合わせへの対応
 - (3) 申請の受付
 - (4) 申請書類等の確認
 - (5) 申請者等への注意喚起
 - (6) 確認後の申請書類等の送付
 - (7) 補助金申請状況の報告
 - (8) 補助金等の効果的な普及啓発の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業における補助金の普及啓発等は、契約相手の専門的な企画力等により大きく異なり、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市有施設への太陽光発電設備の導入拡大に向けた調査業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年7月22日
- 4 履行期間
令和6年7月23日から令和6年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝公園1-1-1 住友不動産御成門タワー7F
株式会社ナレッジリー
- 6 契約金額（税込み）
9,945,100円
- 7 契約内容
 - (1) 太陽光発電設備の導入ポテンシャルの調査
 - (2) 太陽光発電によるCO₂や電気代の削減効果等の調査
 - (3) 建物の構造上の安全性に関する調査
 - (4) データの整理及び導入計画の作成
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、契約相手の専門的な知識や経験等により実施手法等が大きく異なることから、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断し、かつ最上位であったため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年4月1日
(変更後) 令和6年9月17日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 11,300,000円
(変更後) 11,800,000円
- 7 契約内容
(1) 企業等連携によるプロジェクトの創出及び実証支援
(2) 市民ワークショップ等の開催
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本業務では、事業者等とともに、市民が脱炭素ライフスタイルに転換するために取組みやすいプロジェクトを創出し、実証支援や情報発信をすることや市民向けのワークショップを開催する必要がある。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②多様な事業者、NPO、専門家等との連携、協働が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
なお、本事業のプロジェクトに対して、公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金から寄附金を受納したため、プロジェクト実証に当たっての支援費について、寄付額相当分を増額する変更契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13番地
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
16,500,000円
- 7 契約内容
 - (1) 学習会、環境啓発ブースの出展及びブース型学習会の募集・企画・運営
 - (2) エコ学区への活動支援
 - (3) 取組の発信・周知の誘導・事業者等とのマッチング
 - (4) 情報報告及び提供
 - (5) 京都環境賞への対応
 - (6) その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、地域ぐるみで地球温暖化について学び、その知識を地域活動に反映させることが必要である。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であること、③多様なエコ活動に関する講師又は団体の派遣が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度省エネ行動促進プログラム実施業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京内畑町41番3
特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
- 6 契約金額（税込み）
9,834,500円
- 7 契約内容
 - (1) 家庭の省エネ診断に関する窓口業務
 - (2) 家庭の省エネ診断会の実施
 - (3) うちエコ診断士の派遣
 - (4) 診断士による各家庭に対する提案方法の管理・監督
 - (5) 効果測定及びアフターフォローの実施
 - (6) 診断方法の運用改善及び診断士の研修
 - (7) CO₂削減効果の分析及び資料作成
 - (8) 周知
 - (9) 連絡・調整
 - (10) 報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、エコ学区等に対して「家庭の省エネ診断」を実施する必要がある。そこで、①「うちエコ診断」の実施機関であること、②本業務を実施可能な「うちエコ診断士」の人数が確保されていること、③地球温暖化問題や省エネ等に精通していること、④地域活動に関わる業務の経験が豊富であることが求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定することから、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度こどもエコライフチャレンジ推進事業
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区帯屋町574番地
特定非営利活動法人気候ネットワーク
- 6 契約金額（税込み）
9,625,055円
- 7 契約内容
 - (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成
 - (2) 学習用動画・マニュアルの作成
 - (3) エコライフ診断書の作成
 - (4) システムの全校実施
 - (5) 紙版診断書の作成及び配送
 - (6) 小学校への対応
 - (7) 運営会議の開催
 - (8) 実施報告書等の作成
 - (9) 私立小学校への対応
 - (10) 京都市の脱炭素先行地域における特別授業への対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施、運営に当たっては、社会における市民生活に伴う二酸化炭素排出量の現状や、その減少のための対策について、各種専門的な知見を有し、冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成、配送、取組結果の集計・解析に必要な能力、経験、機器を有していることが必要不可欠な条件である。

更に、全市立小学校等及び京都市教育委員会との連絡、調整等が必要で、人的ネットワークとこれらを後方支援できる組織体制が整っていることも不可欠である。

以上のとおり価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）中長期保全計画策定業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年7月19日
- 4 履行期間
令和6年7月20日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区瓦町三丁目6番5号
株式会社日建設計
- 6 契約金額（税込み）
15,510,000円
- 7 契約内容
 - (1) 劣化度調査
 - (2) ZEB化可能性調査
 - (3) 早期改修基本計画策定業務
 - (4) 中長期整備計画策定業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、同センター独自の環境に配慮した設備等（例：躯体放射冷暖房やソルエアパネル等）を把握したうえで劣化度を調査し、かつ、更なる建物の省エネ化を検討するためのZEB化可能性調査も併せて実施することから、公共建築物に係る調査・企画・設計業務の実績やZEB化可能性調査に類似する業務の実績を有する事業者の専門性が求められるため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市脱炭素先行地域創出に関するコンソーシアム運営等事業に関する業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目4-9 ブリーゼタワー1階SYNTH
株式会社イー・コンサル
- 6 契約金額（税込み）
35,420,000円
- 7 契約内容
 - (1) コンソーシアムの運営
 - (2) サステナブルツーリズムに係るコンテンツ制作及び調査
 - (3) 調査
 - (4) 情報発信
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

コンソーシアムの運営のほか間接補助事業執行、専門性を生かした調査業務の実施方法については、契約相手の専門的な技術力・企画力等により大きく異なり、価格以外の要素について比較したうえで選定することが不可欠であることから、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和6年5月17日
- 4 履行期間
令和6年5月17日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
中外テクノス・晶和電気工業共同企業体
大阪市淀川区西中島7丁目1-5 辰野新大阪ビル2階
代表者 中外テクノス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,165,000円
- 7 契約内容
 - (1) 特定事業者の事業者排出量削減計画書制度（オンライン講習、データベース管理支援等）
 - (2) 準特定事業者のエネルギー消費量等報告制度（オンライン講習、省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、事業者排出量削減計画書制度等の効率的な推進を図るために実施するものであり、その実施には、エネルギー分野について専門的な技術及び能力を十分に持つ事業者のノウハウを活用する必要があることから、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
26,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) 2R型ライフスタイルへの転換に向けた事業
 - (2) リサイクルの確実な推進に関する事業
 - (3) 地域ごみ減量推進会議の活性化に関する事業
 - (4) 取組の集約及び最新の知見の収集・発信に関する事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を実施するに当たり必要となるごみ減量活動に関する専門的な知識やノウハウを有するほか、市内の多様な団体との関わりがあり、取組への参画を促す能力を有する団体は公益財団法人京都市環境保全活動推進協会のみである。そのため、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6～8年度プラスチック類再商品化处理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年4月1日
(変更後) 令和6年5月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ・徳島県徳島市飯谷町枇杷の久保13-4
旭鉱石株式会社
 - ・大阪府堺市西区築港新町一丁5番38
DINS関西株式会社
 - ・大阪府大阪市大正区鶴町1丁目10番2号
栄伸開発株式会社
 - ・神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1
J&T環境株式会社
東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング
株式会社レゾナック
(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)
 - ・神奈川県川崎市川崎区水江町5番1号
株式会社Jサーキュラーシステム
東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング
株式会社レゾナック
(令和6年10月1日から令和9年3月31日まで)
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定数量) 310,641,880円
(変更後)(予定数量) 257,408,422円

7 契約内容

プラスチック類の再商品化処理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物の処理は市町村の責任で行うことと規定されており（第6条の2）、本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、同法施行令において、「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること（第4条1号）」及び「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。（第4条5号）」を求めている、これらの法令に基づいて委託するものであることから「公法上の契約」に該当する。

同法の規定に基づき、本市の責務として、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の安定的な処理体制を構築する必要があるが、再商品化処理委託（予定）量である約9,000トンを安定的に処理するためには、他市町村で再商品化処理実績があることや保有する施設に十分な処理能力があること、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の各処理単価の見積額が妥当な金額であることを条件とする必要があり、また、リスク分散などを考慮して処理体制を構築する必要がある。

また、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の再商品化処理方法としては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条に規定する指定法人ルートと同法第33条に規定する大臣認定ルートがある（これ以外の処理方法をとる場合、プラスチック製容器包装の特定事業者負担分（年間約5億円）を京都市で負担する必要があるが生じる。）。

本市は、令和5年度まで全量について指定法人ルートで再商品化を実施していたが、委託先の中間処理事業者において、指定法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会が定める引取品質ガイドラインの基準を下回る状況が散見されたこと等から、令和6年1月26日付けで、同協会から令和6年4月からの引取りについて一部停止する旨の連絡を受けた。

このため、令和7年度からの導入を予定していた大臣認定ルートについて、令和6年4月に前倒しして導入する必要があるが生じたが、入札を行って再商品化事業者を決定し、国に再商品化計画の申請を行う場合、入札手続に2～3箇月、国への申請手続に更に2～3箇月を要することが予想され、令和6年4月以降の処理に間に合わないことになる。

以上のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される本市の責務を果たすためには、競争入札に付することが適さず、随意契約により再商品化事業者と契約を締結することとしたものである。

なお、当初契約締結後に行った品質調査の結果により、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の組成割合が変更になり、プラスチック製容器包装（市町村負担分）及びプラスチック製品の予定数量に変更が生じることとなったため、各予定数量を変更する変更契約を行った。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

以下の点を満たしたうえで、安定的な処理、リスク分散などを考慮し、価格、バールの品質など

を含め、5社に処理を委託することとした（令和5年度においても、5社に再商品化を委託）。

<各事業者の選定で考慮した点>

施設に十分な処理能力があり、京都市分で1事業者当たり年1,500トン以上のプラスチック類の受託が可能であること（企業グループでの委託を含む。）、また、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の各処理単価の見積額について、令和5年度の本市の委託単価と比べて妥当な金額である点を満たし、他市町村での再商品化処理実績の有無なども踏まえ、5社を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度ごみ搬入手数料改定周知啓発業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- 3 契約締結日
令和6年6月1日
- 4 履行期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
68,088,900円
- 7 契約内容
ごみ搬入手数料改定周知啓発を行うため、ダイレクトメールの作成・郵送、コールセンター業務、排出事業者への個別訪問業務、その他付随業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、業務内容の性質上、業務遂行能力等、価格以外の要素も精査したうえで業者を選定する必要がある。そのため、プロポーザル方式で契約の相手方を選定することとし、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）により、地方自治法167条の2第1項第2号に基づく随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式の結果
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
使用済み蛍光管の処理・処分等業務
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区高麗橋2丁目1番地2号
野村興産株式会社 関西営業所
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,610,000円
- 7 契約内容
「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）に基づき、蛍光管の安全で適正な処理・処分を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「水銀に関する水俣条約」の採択や、自治体に水銀含有製品の適正な処理の努力義務を課した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布など、近年、水銀含有製品の安全で・適正な処理の推進が求められている。
こうした背景の下、公益社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）と厚生省（当時）が、安全で適正な蛍光管の処理を担保するため、「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）を策定しており、本市においても、更に適切な処理を行うため、全都清の「処理計画」に基づき蛍光管の処理・処分等を行うこととした。
「処理計画」では各業務を行う委託業者があらかじめ指定されており、処理・処分については、野村興産株式会社が実施することとされているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの2-（1）-ウに基づき、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
リユースびん等の拠点回収に係る業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区島津町152番地
京都硝子壺問屋協同組合
- 6 契約金額（税込み）
13,738,740円
- 7 契約内容
リユースびん等の回収、洗浄を行いリユースびん市場に循環させる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
リユースびん（リターナブルびん）拠点回収事業は、京都市内全域において、リユースびんの利用及び回収、再使用を促進することを目的としている。そのため、当該業務の遂行には、リユースびんの回収から出荷までを一貫して実施できる体制、多種多様なリユースびんとワンウェイびんの選別についての専門知識、及びリユースびんを洗浄する技術を必要とするとともに、リユースびんを確実にリユースできる酒造メーカーへの販路を確保していることが必須である。当該能力を有するのは、国内では専門の洗びん業者のみであり、全国びん商連合会によりエリアごとの洗びん業者が決められており、京都エリアにおける洗びん業者は京都市硝子壺問屋協同組合のみである。
このため、性質が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当することから、京都市硝子壺問屋協同組合と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
し尿収集及び運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽角田町89番地
京和産業株式会社

京都市南区吉祥院新田二ノ段町58番地の2
有限会社大成浄美社

京都市西京区桂上野中町249番地
大同興業株式会社

京都市南区上鳥羽川端町201番地
有限会社和田産業

京都市南区上鳥羽南鉾立町48番地
有限会社共栄産業

京都府亀岡市安町大池11番地
日進浄化槽センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）276,833,964円
- 7 契約内容
本市の市域内のくみ取り便所において発生するし尿を収集し、し尿前処理施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を

有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることを求めている。

本市市域内の地理的条件等に精通し、長年の経験に基づく信用、技術により、円滑に業務を実施する能力を有し、上記の要件を満たす業者は、上記契約先である6業者のみであるため、本業務について随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
し尿前処理施設保守管理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区今橋2丁目5番8号
三菱化工機アドバンス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,229,000円
- 7 契約内容
し尿前処理施設の点検整備を行い、機能を損なうことなく正常に稼働させるために、経常の整備及び保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
し尿前処理施設は、三菱化工機株式会社の独自技術による設備の他、同社の設計及び設計思想を基にした指示に基づき、他社が製作した設備等を使用している。これら一連の設備全体をソフトウェアにより制御し、各設備が密接に連携しながら、施設全体が最適な稼働状態となることで、し尿等を最適な状態で下水道に放流するために必要な性能を発揮している。
したがって、本業務のためには、個々の機器の構造及び詳細な技術情報だけでなく、各設備において必要な同社の独自技術及び施設全体の構造及び関連性を把握していることが必要である。
本業務において必要な施設の詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、詳細な情報を有する者は本設備のプラントメーカーである三菱化工機株式会社以外に存在しないが、三菱化工機株式会社が設置したプラント設備に係る維持管理、メンテナンス及びアフターサービスに係る業務については、それらを専門とした同社の子会社である三菱化工機アドバンス株式会社が担当しており、本業務を履行できる者は同社に限定されるため、同社との間に随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度一般廃棄物埋立処分委託（南部クリーンセンター）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）199,485,000円
- 7 契約内容
南部クリーンセンターから発生する焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかねばならない。そのためには焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度一般廃棄物埋立処分委託（東北部クリーンセンター）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）140,283,000円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターから発生する焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかねばならない。そのためには焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度一般廃棄物埋立処分委託（北部クリーンセンター）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）97,812,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンターから発生する焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残灰（焼却灰及びばいじん処理物）の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
158,913,400円
- 7 契約内容
京都市南部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である横大路福祉工場について、平成11年度から、南部資源リサイクルセンターとしてリサイクル業務を実施している。
この横大路福祉工場は、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が令和5年4月から令和11年3月まで、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者となっており、南部資源リサイクルセンターの資源ごみの選別及び中間処理業務についてはその指定管理業務の範囲外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はこれまでからも本市から委託を受けて南部資源リサイクルセンターを運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度横大路学園プラスチック類中間処理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）81,000,000円
内訳 処理量 : 3,600 t
委託単価 : 22,500円/t
- 7 契約内容
プラスチック類の中間処理及び処理過程に発生する異物の搬送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である京都市横大路学園では、平成19年度から、本市が収集したプラスチック製容器包装の選別及び中間処理を行っている。
京都市横大路学園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会を令和5年4月から令和11年3月の間、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者に指定しており、横大路学園のプラスチック製容器包装の選別及び中間処理業務についても、指定管理業務外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はかねてから本市からの委託を受けて横大路学園を運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度混色カレット選別再資源化業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市城東区中浜2丁目11番11号
株式会社タカハシ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,924,120円
- 7 契約内容
京都市北部資源リサイクルセンター及び京都市南部資源リサイクルセンターにおいて、缶・びん・ペットボトルを選別する際に発生する混色カレット（「混色カレット」とは、上記施設のガラスびん選別ラインにおいて色選別できなかった、おおむね大きさ10mm前後の色混合のガラス片及び不純物等である。）の中から、ガラスびんの原料として資源化できるものを選別する再資源化業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
混色カレットは、売却や容り協への引渡しが出来ないものであるため、通常は埋め立て処理するが、埋立処分地の延命化のために再資源化を行う必要がある。
（株）タカハシは、選別不適物である混色カレットをさらに各色（白色、茶色、その他色）に色選別し、ガラスびんの材料へ再資源化する独自処理システムを有しており、当該処理システムが他社へ開示されていないことから、本業務を履行できる唯一の相手方である。
なお、混色カレットの再資源化にあたっては、ガラスびんの材料への再資源化以外に アスファルト舗装の再生骨材への再資源化という従来手法もあるが、再生骨材は需要が少なく、製造コストが高いため、本業務によるガラスびんの材料への再資源化の方が著しく安価で契約することが可能である。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町27番地の1
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会
- 6 契約金額（税込み）
20,588,000円
- 7 契約内容
京都市北部クリーンセンター関連施設の管理、必要経費（共用部分に係る電気、水道料金、電話使用料、テレビ受信料等）の支払、その他センターの円滑な運営を推進するために必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市北部クリーンセンター関連施設（以下「関連施設」という。）は、北部クリーンセンターの建替えに際し、地元便益を目的として建設された施設である。関連施設には、やまごえ温水プールに加え、グラウンドや会議室が設置され、地元住民など多くの利用を得ている。
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「協会」という。）は、関連施設の温水プールの管理運営のために設立された団体で、本市環境政策局適正処理施設部長等が理事を務める。
本件委託業務は、温水プールの管理運営をはじめ、グラウンドや会議室の貸出業務、更には、公共料金の支払い等、地元便益施設としての関連施設全体の管理運営業務である。
関連施設は、その建設経緯から、地元地域住民を中心とした利用形態となっており、運営委託先の経営努力により、経済的メリットを見出せる余地は極めて少なく、更には地元便益施設の円滑な運営という行政目的を達成するためには、周辺地域住民との関係上、一定の行政関与が必要である。
本件について入札を行った場合、委託先が変わることを前提とせざるを得ず、落札業者が地元住民との信頼協力関係を安定して築くことが困難となった場合、関連施設の運営のみならず北部クリーンセンターの運営についても地元の十分な協力と理解を得られなくなる。
以上の理由から、本件は競争入札における契約にはなじまず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、契約の相手方として協会を選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
J F Eエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
58,850,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和6年7月31日
- 4 履行期間
令和6年8月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
J F Eエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
57,860,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである J F E エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
286,000,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターは、燃やすごみ等を受け入れ、焼却処理を行うとともに蒸気タービン発電機で熱回収を行う施設である。また、公害防止対策として、自動燃焼装置（ICC）による完全燃焼や湿式ガス洗浄塔、触媒脱硝塔による排ガス処理、排水についても排水処理設備による有害物質の除去を行っている。
北部資源リサイクルセンターは、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、資源ごみという。）を受け入れ、袋や異物を除去し、アルミ缶、スチール缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後に、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。
いずれも発注仕様書に基づく性能発注により建設された廃棄物処理施設であり、本施設のプラント設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことからプラント設備の点検、補修、調整等の保守管理業務においては、公開されていない専門的なプラントメーカーの独自技術が必要となる。
本委託業務において必要な機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されている。
なお、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関

連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区淡路町二丁目5番11号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,240,000円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック類（プラスチック製品及びプラスチック製容器包装）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
令和6年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）

2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課

3 契約締結日
令和6年9月30日

4 履行期間
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号
極東開発工業株式会社

6 契約金額（税込み）
12,980,000円

7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック類（プラスチック製品及びプラスチック製容器包装）を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地
環境計測株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,860,800円
- 7 契約内容
各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な定期点検整備を主とした保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該機器は、内蔵された演算プログラムによってデータが処理されており、製造業者が独自技術を用いて製造したものである。部品の交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である京都電子工業株式会社のみが有しており、指定代理店である環境計測株式会社以外の者へは供与していない。よって、環境計測株式会社と随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市北部クリーンセンター整備工事 ただし、雑用空気圧縮機他整備工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和6年7月26日
- 4 履行期間
令和6年7月27日から令和7年3月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
233,750,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンタープラント設備の性能維持を目的に、プラント機器（雑用空気圧縮機、直流電源装置、2号灰コンベヤチェーン）についての整備工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターは、株式会社クボタにより設計・施工された込み焼却施設である。当該施設は、株式会社クボタが独自に開発した技術やノウハウを駆使して設計・施工された総合プラントである。
本工事で整備する雑用空気圧縮機、直流電源装置及び2号灰コンベヤチェーンは既設の施設、設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者でないと既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある。
したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン1-(1)-ア-(エ))により、プラント製造業者である株式会社クボタとの随意契約が妥当となる。
しかしながら、平成22年4月1日に廃棄物処理関連機器及び施設の設計・製造・販売、アフターサービスメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本契約をクボタ環境エンジニアリング株式会社と締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市水垂排水機場整備工事 ただし、1号排水ポンプ駆動用電動機他整備工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和6年4月15日
- 4 履行期間
令和6年4月16日から令和7年7月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
89,100,000円
- 7 契約内容
水垂排水機場の性能維持を目的に、1号排水ポンプの電動機並びに減速機の整備工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
水垂排水機場のプラント設備はクボタ機工株式会社が独自技術を駆使し機能を発揮するように設計・施工されたものである。
本工事で整備する減速機、電動機は排水ポンプ及び関連機器と密接に関連しており、それらの設計情報及びそれらを接続する技術等は他社に公開されていない。
また、本施設は水害対策を目的としており、機能を完全に停止することができない。そのため、4基あるポンプのうち3基を活かしながら工事を行うことになるが、1基を制御の対象から切り離し、河川の水位状況から適切なポンプ台数を稼働させ本施設の確実な稼働を確保しつつ短期間で工事を行うことは、施設全体を熟知しているメーカー以外には実現できない。
したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号（京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン1-(1)-ア-（エ））により、プラント製造業者であるクボタ機工株式会社との随意契約が妥当となる。
なお、設計・施工を行ったメーカーであるクボタ機工株式会社は、平成22年4月1日にリサイクル関連機器及び施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市南部資源リサイクルセンター整備工事ただし、受入コンベア駆動部整備工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和6年8月1日
- 4 履行期間
令和6年8月2日から令和7年2月1日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
J F Eエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,960,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンター受入コンベア設備の整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
南部資源リサイクルセンターのプラント設備は、日本鋼管株式会社が独自技術を駆使し機能を発揮するように設計・施工されたものである。
本工事で整備する受入コンベアは既設の設備、関連機器等と密接不可分の関係にあり、それらの設計情報、および接続する技術等は他社に公開されていない。
したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン1-(1)-ア-(エ))により、プラント製造業者である日本鋼管株式会社との随意契約が妥当となる。
なお、設計・施工を行ったメーカーである日本鋼管株式会社は、平成14年に川崎製鉄株式会社との経営統合によりJ F Eホールディングス(株)を設立、翌年(平成15年)にそのエンジニアリング部門をJ F Eエンジニアリング株式会社へ事業継承したため、本契約をJ F Eエンジニアリング株式会社と締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
119,350,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。

ごみ処理施設においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。

以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年7月31日
- 4 履行期間
令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
419,100,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。
ごみ処理施設においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。
また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。
以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
バイオディーゼル軽油混合燃料（B5）第2四半期
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
令和6年7月1日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町252番地1 四条烏丸アーバンライフビル100
株式会社レポインターナショナル
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）4,800,900円
- 7 契約内容
ごみ収集車の燃料に使用するバイオディーゼル混合軽油燃料（B5）を給油所に納入するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和6年6月24日付けで応札が無く不調となったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
応札が無く不調となり、過去実績のある当該業者を相手方として選定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市南初島町12-6
株式会社アセック

6 契約金額（税込み）

20,240,000円

7 契約内容

本システムを常に良好な運転状況に維持するため、各機器及びシステム全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替え、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて行う各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、ネットワークシステムを構築する各プログラムについて正確な技術情報、臨時点検・整備等契約の履行に必要な技術情報を有する者が、システムを構築した株式会社アセックに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、株式会社アセックと随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本システムのプログラムは、株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワー

クを介しての機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である株式会社アセックのみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社アセックのみが有しており他へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社アセックに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院宮の東町2番地
株式会社堀場テクノサービス
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,203,800円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計が所定の機能を継続して発揮するよう、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応(点検、部品交換、軽微な修理等)を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、各機器の排ガス濃度測定プログラムに関する技術情報、臨時点検・整備等、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、株式会社堀場テクノサービスに特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため、株式会社堀場テクノサービスと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
排ガス濃度連続分析計は、(株)堀場製作所が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、排ガス濃度測定プログラムの内容等の必要な技術情報は、(株)堀場製作所のみが有している。しかしな

がら、(株)堀場製作所のメンテナンス部門が分社し移管した為、(株)堀場テクノサービスにその技術情報を供与している。交換に必要な排ガス濃度測定プログラム及び特殊部品についても(株)堀場テクノサービスのみ供与しており、他へは供与、公開していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有しているのは、(株)堀場テクノサービスに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
359,920,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他社には公開

されておらず、建設したプラントメーカーである川崎重工業株式会社のみが必要な技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月15日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から6か月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
31,900,000円
- 7 契約内容
プラント機器（計装設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
各計装機器の大部分は、株式会社島津製作所が設計製作したものであり、これらの製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社は、独自の技術が数多く使用された計器等について原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知し、また、保守管理を的確かつ効率的に実施できる技術を有する者が、島津システムソリューションズ株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東北部クリーンセンター蒸発管用プロテクター
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月16日
- 4 履行期間
令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,700,000円
- 7 契約内容
燃焼ガス冷却設備における蒸発管保護のための蒸発管用プロテクターの製造
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
該当する蒸発管用プロテクターは本クリーンセンター用に制作された特殊品であり、劣化・損傷が判明してから手配するのでは多大な時間を要し、設備復旧するのも同様に時間を要すことになり、この間、ごみ焼却設備の運転ができなくなると、本市の廃棄物処理事業への深刻な影響を与えることとなる。東北部クリーンセンターの燃焼ガス冷却設備は川崎重工業株式会社が設計・製造したものであり、「蒸発管用プロテクター」は、東北部クリーンセンター用の特殊部品として川崎重工業（株）しか製造・供給しておらず、川崎重工業株式会社以外の者から調達することが出来ないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年9月30日
- 4 履行期間
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
110,000,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他社には公開されておらず、建設したプラントメーカーである川崎重工業株式会社のみが必要な技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
都市ガスの供給（東北部クリーンセンター）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月検針日の翌日から令和7年4月検針日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）22,179,827円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターにおける都市ガスの供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積合せを行ったところ、大阪瓦斯株式会社からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N5号館3F
株式会社島津アクセス
- 6 契約金額（税込み）
8,860,500円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、排ガス濃度測定プログラムの内容、機器の構造等、契約の履行に必要な技術情報は、株式会社島津製作所のみが有している。
しかしながら、株式会社島津製作所はメンテナンス部門を持たず、唯一、株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。また、部品交換に必要な排ガス濃度測定プログラムについての情報及び特殊部品についても株式会社島津アクセスのみに供与しており、他へは供与していない。
したがって、必要な技術情報等をすべて有し、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため、同株式会社と随意契約する。
なお、以前は当該業務を島津システムソリューションズ株式会社が受託していたが、分社により、株式会社島津アクセスが当該業務分野を引き継いでいる。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
火格子ほかの購入
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月18日
- 4 履行期間
令和6年4月18日から令和6年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,385,000円
- 7 契約内容
火格子他（ごみピットからクレーンで掴んで焼却炉に投入されたごみを、連続かつ安定的に上段部から下段部に供給・搬送・攪拌する機能を持つ装置の部品群。）の調達。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ焼却施設（クリーンセンター）は、プラントメーカー独自の開発技術による特許やノウハウ等を駆使した様々な形状寸法の特製製品から構築され、様々な機器や設備が一体となって所定の焼却性能や公害防止性能を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
火格子は、ごみ焼却炉の燃焼設備を構成する主装置であり、プラントメーカーの独自の思想及び技術により設計施工されている。調達した火格子を用いる修繕にあたっては、ボイラー等の施工や選定等に関する技術情報を有し、修繕後の性能についてもプラント全体の性能保証が可能な業者に履行をさせる必要があり、施設を建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されることから、本施設を建設したプラントメーカーと契約する。
ただし、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器及び施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管し、令和4年4月1日にクボタ環境エンジニアリング株式会社に社名変更したため、クボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結している。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
油圧シリンダーの購入
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月18日
- 4 履行期間
令和6年4月18日から令和6年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,870,000円
- 7 契約内容
油圧シリンダー（ごみ焼却炉設備の重量機器を動かすための装置）の調達。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ焼却施設（クリーンセンター）は、プラントメーカー独自の開発技術による特許やノウハウ等を駆使した様々な形状寸法の特殊製品から構築され、様々な機器や設備が一体となって所定の焼却性能や公害防止性能を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
当該部品を使用する給じん装置は、法令に基づきごみを完全燃焼させるだけでなく、安定した蒸気量を確保できるように制御できるように設計されている燃焼設備の主要装置である。また、灰押出装置は、焼却設備から排出される焼却灰をいったん水で冷やした後、下流の装置に押し出すのに十分な能力を有するように設計されている灰出し設備の主要装置である。
従って、両装置用の油圧シリンダーほかの調達に当たっては、当該設備の施工や選定等に関する技術情報を有し、油圧シリンダーの交換後の性能についてもプラント全体の性能保証が可能な業者に調達させる必要があるため、施設を建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されることから、本施設を建設したプラントメーカーと契約する。
ただし、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器及び施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管し、令和4年4月1日にクボタ環境エンジニアリング株式会社に社名変更したため、クボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結している。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市北部クリーンセンター非常用電源設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年7月5日
- 4 履行期間
令和6年7月6日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
31,350,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンターに設置している非常用電源設備の点検・整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターは、燃やすごみ等を受け入れ、焼却処理を行うとともに蒸気タービン発電機で熱回収を行う施設である。また、公害防止対策として、自動燃焼装置（ICC）による完全燃焼や湿式ガス洗浄塔、触媒脱硝塔による排ガス処理、排水についても排水処理設備による有害物質の除去を行っている。
この施設は発注仕様書に基づく性能発注により建設された廃棄物処理施設であり、本施設のプラント設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことからプラント設備の点検、補修、調整等の保守管理業務においては、公開されていない専門的なプラントメーカーの独自技術が必要となる。
本委託業務においてプラント設備の保守管理で、契約の対象となる非常用電源設備が他の設備と接続しているため、接続する他の設備の保守管理業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど契約の目的を達成できなくなることから、本施設を建設したプラントメーカーと契約する。
ただし、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器及び施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管し、令和4年4月1日にクボタ環境エンジニアリング株式会社に社名変更したため、クボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結している。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市東部山間埋立処分地車両管理システム保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市東成区東小橋1丁目12番10号
シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,800,000円
- 7 契約内容
京都市東部山間埋立処分地に搬入する車両を自動計量し、入退出管理を行うための車両管理システムの保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
車両管理システムは、一連の設備がすべて連動しており、独自のソフトウェアにより統合・制御されている。同システムを保守・点検するためには、システム全体を制御している独自のソフトウェアを含め、システム全体に関する知識、情報等を有していることが必要である。
上記の独自のソフトウェア、システム全体に関する知識、情報等は、本車両管理システムを設計施工したシンワシステム株式会社のみが有していることから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市東部山間埋立処分地音羽ダム・治水利水ダム管理機器（ダム堤体観測装置）点検整備委託

2 担当所属名

環境政策局埋立事業管理事務所

3 契約締結日

令和6年6月19日

4 履行期間

令和6年7月1日から令和6年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区野崎町7番8号（梅田パークビル）
株式会社共和電業

6 契約金額（税込み）

19,250,000円

7 契約内容

京都市東部山間埋立処分地における音羽ダム等のたわみ観測、地震観測、堤体観測などを観測するためのダム堤体観測装置の点検整備業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ダム堤体観測装置は、音羽ダム内に設置する、たわみ観測装置、地震観測装置、堤体観測装置（間隙水圧計及び漏水量・水位計観測装置等）、治水利水ダム内に設置する、堤体観測装置（間隙水圧計及び漏水量・水位計観測装置等）により計測したデータをダムサイト管理事務所に設置する集計プログラムを内蔵したサーバーPCに送信し、観測を行っているものである。

当該装置は、各観測装置で観測されたデータをサーバーPCに取込み、集計プログラムによる処理や端末PCでの帳票作成、異常時のエラー発報など、各機器が一連のネットワークによって接続され、各プログラムに対応するよう、独自技術のノウハウが集積されている設備であり、当該設備を点検整備するためには、基幹部分を一括して整備することができ、設計施工業者の独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要である。また、一連の設備はすべてが連携しているため、本件においてシステム全体の性能を確保し、性能保証に係る責任の所在を明らかにするためには、点検整備を一括して委託する必要がある。

以上のとおり、本委託業務の実施に当たっては、設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報、メーカー独自技術に関する知識、情報等を有していることが不可欠となるが、これらの情報は設計施工した株式会社共和電業のみが有していることから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市東部山間埋立処分地音羽ダム・治水利水ダム管理機器（CCTV監視装置）点検整備委託

2 担当所属名

環境政策局埋立事業管理事務所

3 契約締結日

令和6年7月31日

4 履行期間

令和6年8月1日から令和7年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市福島区鷺洲1-11-19 4F
株式会社JVCケンウッド・公共産業システム

6 契約金額（税込み）

7,480,000円

7 契約内容

京都市東部山間埋立処分地における埋立処分地及びダムの状況を常時監視するためのCCTV監視装置の点検整備業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

CCTV監視装置は、音羽ダム、治水利水ダム、埋立処分地周辺部に設置する複数のCCTVカメラにより撮影する画像データについて、処分地内のネットワークシステムにより、ダムサイト管理事務所に設置するCCTV監視装置に送信し、埋立処分地及びダムの状況を常時監視するためのものである。

CCTV監視装置及び同装置の画像データを送信するためのネットワークシステムは、各設備機器が一体となって監視業務の性能を発揮するよう、独自技術のノウハウが集積されている設備であり、当該設備を点検整備するためには、基幹部分を一括して整備することができ、設計施工業者の独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要である。また、一連の設備はすべてが連携しているため、本件においてシステム全体の性能を確保し、性能保証に係る責任の所在を明らかにするためには、点検整備を一括して委託する必要がある。

以上のとおり、本委託業務の実施に当たっては、設備機器及びネットワークシステム等に関する詳細な技術情報、メーカー独自技術に関する知識、情報等を有していることが不可欠となるが、これらの情報は設計施工した株式会社JVCケンウッド・公共産業システムのみが有していることから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（南部クリーンセンター）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）90,323,000円
- 7 契約内容
南部クリーンセンターにおける電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施するにあたり、事前に各事業者へ入札参加意思を確認したところ、入札参加意思が示されなかったことから関西電力株式会社との自動継続契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（東北部クリーンセンター）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）104,886,000円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターにおける電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施するにあたり、事前に各事業者へ入札参加意思を確認したところ、入札参加意思が示されなかったことから関西電力株式会社との自動継続契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（北部クリーンセンター）
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）110,510,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンターにおける電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施するにあたり、事前に各事業者へ入札参加意思を確認したところ、入札参加意思が示されなかったことから関西電力株式会社との自動継続契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他